

「国家神道」概念の有効性に関する一考察

——島蘭進著『国家神道と日本人』の書評を通して——

藤田 大 誠

一 はじめに

近年、様々な研究分野から、「国家神道」概念について批判的に問い直そうとする試みが盛んである。中でも、本稿で批評を行う島蘭進著『国家神道と日本人』（岩波新書、平成二十二年）は、東京大学大学院人文社会系研究科教授の著者が日本宗教学会会長を二度務めた現代日本における宗教学の第一人者であるということ、また、専門的研究書とは桁違いの発行部数であるコンパクトな新書として刊行されたこともあり、今後、一般社会にも影響力を持つ可能性の高い、最も注目すべき書籍といえよう。

一口に言えば本書は、これまで「国家神道」論の定番的存在であり、後学の最大の批判対象であった、村上重良

『国家神道』（岩波新書、昭和四十五年）の基本的理解をあえて継承し、その枠組や視点を修正することで大幅な刷新を試み、新たな「国家神道」論の決定版を目論んだであろうと思われる極めて野心的な一般啓蒙書といえる。まず、本書の構成を示しておこう。

はじめに——なぜ、国家神道が問題なのか？

第一章 国家神道はどのような位置にあったのか？

——宗教地形——

第二章 国家神道はどのように捉えられてきたか？

——用語法——

第三章 国家神道はどのように生み出されたか？

——幕末維新时期——

第四章 国家神道はどのように広められたか？

―教育勅語以後―

第五章 国家神道は解体したのか？

―戦後―

「国家神道とは何かを的確に理解し、近代日本の宗教構造への考察を深めていくこと」(ix頁)を第一目標とする本書は、「国家神道」という用語は、明治維新以降、国家と強い結びつきをもって発展した神道の一形態を指す。それは皇室祭祀や天皇崇敬のシステムと神社神道とが組み合わさって形作られ、日本の大多数の国民の精神生活に大きな影響を及ぼすようになったものである。(五七頁)とし、「近代において国家と結びついた神道の様態が、確かにひとまとまりをなしていることを根拠に、これを国家神道とよぶ」(五八頁)と宣言した「皇室祭祀や国体論と神社神道とを総合的に理解しようとする国家神道論」(八二頁)である。しかし、本書の内容は、「国家神道」の歴史的研究というより、あくまでも先行業績の成果を予め設定した自らの「仮説」に即した形でのみ動員、整理をしつつ、断定的に論じた「国家神道」評論と見做さざるを得ない。無論、「国家神道」評論を展開すること自体は、各論者の自由である。ただ、阪本は丸が「島嶼には島嶼なりの国家神道研

究を通じての「国家神道」概念規定・定義があつて然るべきであり、それが妥当かどうかを決定するのは歴史的事実と歴史的論理の整合性である。」⁽¹⁾と述べる如く、かかる評論による「国家神道」概念が、果たして史料の吟味により導き出された歴史的事実と歴史的論理の整合性に基づき、十分に検討された結果打ち出されたものであるのかが問題となる。

その意味で本書は、新書形式の啓蒙書とはいえ、学術的な手続きの不十分さが目に付く。特に歴史的研究の観点から見れば、史料引用の仕方をはじめ、ステロタイプな通説の踏襲、重要な先行業績の捨象、個々の歴史的事実の安易な認定作業や歴史的論理を抜きにした評価過程について、それぞれ大いに問題があると言わざるを得ない。

ただ、本書の細かな誤解、誤植や問題点を逐一指摘して揚げ足を取ることは、徒な糾弾に陥りかねない。実際、本書が触れた「神仏分離令」や「氏子調」、「神祇省格下げ」などの記述の一つ一つに嘴を挟みたくなつたが、禁欲的に止めておいた。本稿では、「蟬螂の斧」に過ぎないことは承知の上で巨大な「島嶼山脈」と対峙し、いくつかの視角に限定しつつ、あくまでも本書が歴史的研究の妥当な手順に基づき有効な「国家神道」概念を打ち出しているのかどうか、あえて終始率直に批判的検討を加えたいと考える。

二 本書の「国家神道」概念について

本書のいう「国家神道」概念は、大きくまとめるならば、①「皇室祭祀」、②「天皇崇敬のシステム」、③「神社神道」、④「国体論」で構成されている。

また、著者は、徹頭徹尾「国家神道」なる語に拘わるが、これまで「神社神道」こそが「国家神道」の基盤となつた実体であると位置付けてきた村上重良説や大方の先行研究を乗り越えるため、「近代法制上の存在にすぎない「神社神道」を基体として国家神道を捉えようとする見方」（七三頁）を採らない一方で、「国家神道の制度的基体となつた「大日本帝国憲法」や「教育勅語」（三三三頁）という聊か意表を衝く（不可解な？）記述をなしているだけでなく、「教育勅語が国家神道の内実を集約的に表現するもの」（三九頁）とまで言い切る。その上で、長期的かつ日常的に「天皇崇敬を鼓吹する行為」として、「国体の教義」と「皇室祭祀」や「神社神道」を結びつけたのは、教育勅語や祝祭日システムやメディア」（九四、九五頁）であつたと見做している。そもそも神社神道が「基体」（種々の変化、作用を受ける基礎となる実体）では無い何ものかを、あえて「国家神道」なる語で括つて表現する必要はあるのだろうか。

本書では、「神道学者の中には、かなり明確な戦略的意

図をもつて、国家神道の狭い定義を掲げてきた論者が多い。」（八六頁）として、葦津珍彦や、著者が「葦津の戦略に従う神道学者」と見做した阪本是丸、新田均らの名を挙げ、「この立場は、神社神道は「宗教」ではなく「祭祀」だと規定した戦前の制度枠組から一步退いて神社神道は「宗教」であることを認めるかのように見えて、実は皇室祭祀・皇室神道が「宗教」であることを否定し、国家神道の陣地を挽回しようとするものだ。皇室祭祀は「宗教」ではないものと見なすことによって、「公」領域での機能を保持し、拡張しようとする意図が背後にある。」（八八頁）と述べ、研究動機に踏み込む大胆な推測をする。ただ、かかる著者の一方的な見方こそ、葦津、阪本、新田によるそれぞれの研究の差異を無視し、さらには研究史の展開や先行研究の指摘をあえて軽視した、多分に「戦略的」な自説の位置取り、並びに批判対象に対する一種のレッテル貼りといえる。

著者が批判する葦津珍彦は、「国家神道」の語を、時により人によつて、勝手しだいに解釈している。はなはだしの場合には「日本の国の伝統精神を重んずる全宗派・全流派の神道」として用いている論も少なくない。問題の中心となる語の概念を、各人各様に、ほしいままに乱用したのは、明白にしてロジカルな理論も、史観史論も成立するは

ずがなく、対立者との間の理論的コミュニケーションもできない。」と考えていたからこそ、「本書では「国家神道」なる語の概念を、指令いらいの公式用語を基礎として論ずる。」ことをまず〈出発点〉に置いた。⁽²⁾この認識を踏まえ、

阪本是丸は、「ややもすれば実証的な神社制度や皇室祭祀の歴史的分析・検討が疎かにされ、国家神道なるものを恣意的に解釈して、神道のみならずおよそ天皇や天皇制、あるいは国家主義、国粋主義に関係するイデオロギーやイデオロギー装置ならばすべて国家神道に総括・包含してしまう危険性を孕んでいる。むしろ、これはこれで意味のある作業であり、研究であろうが、研究対象そのものである国家神道の定義・概念を曖昧にしたまま、あるいはそのつど定義・概念を変えて国家神道を論じたならば、これでは葦津珍彦がいうように、国家神道をめぐる「対立者との間の理論的コミュニケーションは不可能」であろう。」と述べた。⁽³⁾さらに後年阪本は、「宗教行政という観点」のみで「国家神道」研究は必要十分であるということと、「国家神道」を研究するには、まさに字義通り「国家の神道（宗教）政策・行政」を研究の始点に据えることが研究上の十分ではないが、最低限の必要条件である、との「観点」からする研究とは厳密な区別がなされて然るべきであろう。（…中略…）筆者は、たとえ島蘭が「狭い国家神道論」と評価

しようが、その些細な「国家神道」研究の成果を踏まえた上での「国家神道の広い用法を鍛え直す」研究こそが、依然として必要なのではないかと考えている。」と喝破している。⁽⁴⁾

著者は、狭い「国家神道」概念を指弾するために、その前提となる「国家神道」の定義を示した「神道指令」の「アメリカ的な宗教観」（七六頁）を批判し、近代西洋の religion の概念は宗教集団・組織を表す語として流布したため、「神道」に当て嵌めるとギャップが甚だしいと主張する（八一頁）。かかる著者の「宗教」理解に基づき、本書は、著者が神社・神職の組織と見做す「神社神道」を「国家神道」の「基体」と捉えないと宣言することで、これまで実証的歴史研究の批判を浴びてきた村上「国家神道」論の弱点を回避して障害の無いフリーハンド状態を獲得した上で改めて巨大な外延を持つ「国家神道」概念を自由に構成して各種要素を覆い直したのである。しかし、その言とは裏腹に、時には神社祭祀、時には神職養成機関、時には神社界に言及することで、実際には「神社神道」に村上説と何ら変わらない位置付けを与え続けている。それは、別の箇所で「社会的な存在形態としては、神社神道と皇室祭祀の双方が国家神道の重要な構成要素であることをまずは確認したい。」（九〇頁）と記していることから明らかに

あろう。

文脈の異なる多様な諸要素を括って「国家神道」という一つの概念に束ね、コンバクトな新書一冊にまとめている手際は、さすがに現代日本の代表的宗教学者である著者ならではといえる。ただ、かかる融通無碍な概念設定、問題設定の提示は、批判対象とする論者を、己の〈言論空間〉にのみ呼び込もうとすることに汲々とし過ぎており、結果として異論を許さない、或いは歴史的研究に不可欠な分節化の余地さえ残さない狭量な〈構え〉になってしまっている。これでは、「私の見解は、国家神道をあえて国家的祭祀儀礼に限定し、島藺・村上説が国家神道概念でひとくくりにしたものを分節化してみようとするものである。」と述べた安丸良夫の如きアプローチも形なしであろう。

無論、評者は国家と教育、国家と神道、国家と宗教、国家と皇室の関係について目を配った、総合的な日本近代史研究に取り組むことは必要と考えるが、著者のように、元来その歴史的文脈を全く異にする教育勅語を予め「国家神道」概念の構成要素として位置付けた上で検討を始めるというような恣意的方法は、決して採るべき道と思えない。

三 皇室祭祀と神社祭祀の関係について

本書は、「明治維新後の皇室祭祀の展開が、神道の近代

的な形態のきわめて重要な一部であること、また、それが伊勢神宮を頂点として組織化されていく神社界と密接不可分なものとして理解されてきたことは、誰の目にも明らかである。また、国体論が天皇「神孫」論や伊勢神宮崇敬と結合し、皇室祭祀や神社界と切り離しがたい関係をもつていたことも否定のしようがない。これらを総合的に捉えて、国家神道とよぶのはきわめて自然なことだ。」(八二頁)と主張する。しかし、本書で繰り返し言及される「研究者の間では皇室祭祀の機能を宗教と国家の関係の問題として問うという視点は欠落しがちだった。」(二二頁)の如き見解は、まさに「戦略的」に一面的見方をしたものである。

著者は、あくまでも現在における自身の「宗教」観から構成する広い「国家神道」概念に固執する余り、皇室祭祀に関する記述は、ほぼ村上重良『国家神道』や同『天皇の祭祀』(岩波新書、昭和五十二年)に依拠するのみで、従来主に神道史の立場から論じられてきた村上への反論を含む多数の皇室祭祀研究の存在について殆ど捨象している。

特に本書の参考文献にも挙がっている阪本是丸『近代の神社神道』所収「国家神道についての覚え書」においては、「国家神道と皇室祭祀」の一節があるが、本書はその内容に全く言及していない。同論考では、「もし村上重良氏がいうように、国家神道が皇室神道と神社神道とが結合(直

結)して成立した神道であるならば、神宮や官国幣社以下神社の祭祀令と皇室祭祀令は一体不離のものとして制定されねばならないはずである。だがこの点に関しては、宮内省掌典や國學院大學教授を歴任し、皇室および神社の祭祀に精通していた佐伯有義も「官国幣社に於て、臨時奉幣の場合は極めて少ない。法令にて規定せられてゐるのは、登極令第十二条に、大嘗祭当日勅使ヲシテ神宮皇靈殿神殿並官国幣社ニ奉幣セシムとある是だけである」とあっさりと述べているだけである(『祭祀令注釈』、昭和九年)。この大嘗祭の官国幣社奉幣にしても、なにも国家神道が成立してからはじまったものではなく、遠く平安時代の、『儀式』や、『延喜式』に「天神地祇」に対する奉幣として規定されているものである。」などと述べ、「国家神道は皇室神道と神社神道が直結してできたものではなく、皇室祭祀はそれ自体で独立した、一宗一派に偏しない伝統・由緒を基盤としてゐること」を端的に論証している⁽⁶⁾。

即ち、「国家神道の構成要素として「天皇の祭祀」(皇室祭祀)が重い意味をもつのは、神社の祭式と皇室祭祀が一体化し、国家神道の統一的な儀礼体系が形作られていったことによる。」(一〇三頁)などと記し村上説を踏襲する著者は、かかる皇室祭祀や神社祭祀の形成過程の詳細な検討に基づく批判に対し、逐一的確な反論をすることができな

ければ、その広い「国家神道」概念に欠かせぬ構成要素の位置付けという骨格自体が揺らいでしまうはずである。どうしてもその概念構成を維持しつつ、説得力のある議論を展開したいならば、皇室祭祀と神社祭祀に関する独自の史的考察を打ち出し、村上説を駁している神道史研究が提示する論拠を一つ一つ訂正する作業が必要となろう。

しかし、「神社神道」と「皇室神道」が不可分のものとして展開したという実証的根拠(九四頁)が崩されても、著者は痛痒を感じないかも知れない。なぜなら「皇室祭祀、神社神道、国体論などの要素からなる国家神道が、統合性をもった構想の下で形成されてきた」とする著者は、「これは儀礼や施設や組織の側面から(つまりは、皇室祭祀と神社神道の側面から)と、メンタルな側面、観念の側面から(国体論の側面)とに分けて見ていくと分かりやすいが、力点は後者にある。」(九八頁)としているからである。

四 「国家神道」の「教え」について

著者が「国家神道」の「容れ物」としての祭祀体系よりも力点を置いている「国家神道の「教え」、すなわちメンタルな内容」(二三四頁)については、第三章においてその形成と展開が語られている。ただ、著者は、「国家神道の祭祀体系の形成と「教育勅語」に至る「教え」の形成は、

いちおう別個の過程をたどっている。しかし、それらはどちらも天皇崇敬と祭政一致・祭政教一致の理念に基づいたものである。その導きの糸となる天皇の言葉は、皇道論者が起草した一八七〇年の「大教宣布の詔」によって示されていた。そこでは「天皇の祭祀」と「皇道」「治教」とが一体のものと考えられ、新たな国家の根本原則と見なされている。その意味で「大教宣布の詔」は、天皇自身が示した国家神道のグランドデザインを示す文書となったと見ることができる。」(一三五頁)と断じ、《明治初年決定論》を貫く。即ち、出身や思想系統、構想の路線、活躍時期をそれぞれ異にするアクターたちが、一貫して「国家神道」の「教え」、即ち皇室祭祀と神社祭祀に対応する理念・思想を培い、そのまま継承しつつ紡いでいったのだという。しかし、「かかる島蘭の説が斬新であることに間違いはなからうが、果たして明治二、三年段階の宣教使時代に使用されていた「大教」や「皇道」といった言葉に込められた理念や精神と「教育勅語」のそれとが同一内容であるといえるかどうか。」という阪本是丸の指摘通り、性急な断定という他ない。

著者は、「皇道」の語が「一九三〇年頃から敗戦に至るまでの時期、仏教勢力も含めて全国民が従うべき「道」を示す語として強い拘束力を発揮するようになる。」と述べ、

当時刊行された「『皇道』理念の歴史についての包括的な研究成果」として、河野省三『皇道の研究』などを挙げている(一二二頁)。ただ、河野が同書で示唆している如く、「皇道」は維新当時に用いられていた言葉が再浮上することにより、昭和十年代前後に流行した語であることが窺え、明治初年から昭和戦前期まで一貫した理念とは到底いえない。ましてや、昭和戦前期においても「皇道」が確固たる意義を持った言葉であつたか疑わしい。本書で「皇道の包容性がひととき顕著に示されることにもなった。」(一二二頁)として紹介された、徳富蘇峰『皇道日本の世界化』は、「皇道といふことは、人と人との関係を権力関係とせずして、道義の關係とすることである。」とあるのみで、「釈迦も、孔子も、基督も、詮じ来れば、我が皇道の一方面の任を尽す者に過ぎない。」と述べているものの、「神道」に関わる文言は一切出て来ない。⁽⁹⁾(皇祖皇宗は出てくるが)。

なお、本書では、明治初年の包容主義的な「皇道」学者である長谷川昭道が「皇学」の語を盛んに打ち出していたことから、明治初年の「皇学所」や藩校における「皇学科」、さらには明治十五年創立の「皇學館」なども含め、一貫した「皇学教育」の普及やその影響力を強調するが(一二六、一二七頁)、長谷川の特色ある「皇学」と藩校で「和学」「国学」などと並ぶ科目とされた「皇学」、そして

「皇學館」を同一線上に置いてしまうことは、それぞれの差異を見失うことに繋がるため、やはり再考が必要と思われる。

また、「祭政教一致」の「教」の部分も、著者は「ここの「教」は「政教分離」というときの「教」のように近代的な意味での「宗教」を指すのではなく、「天皇による神聖な統治の教」としての「教」である。」(一〇六頁)として、後期水戸学の会澤正志斎から津和野派国学者、「宣教使・教導職制度」を経て「学校での教化」という政策に結晶し、「明治政府が具体化していく国家神道(とりわけその「教義」的側面)の基本路線につながっていく。むしろ津和野派の祭政教一致路線こそ、後に徐々に具体化していく国家神道のおおよその青写真だったと言ってよいのである。」(一二〇頁)という。そして古来の「道」に従うべきとする元田永孚を介しつつ、「国教」のような特定の精神伝統の立場を掲げてはならないとする伊藤博文や井上毅と元田との綱引きの中で、「皇道主義」に近づく柔軟な「教育勅語」にまで至ると述べている(一二三頁)。しかし、本書が「聖なる教え」(三六頁)と見做す「教育勅語」の性格は、まず以て主たる起草者の井上毅が保持した「教育勅語」に対して世俗合理的な解釈を求めた姿勢⁽¹⁰⁾に尋ねるべきであらう。

五 本書による「国家神道」の「確立期」の妥当性

第四章では、村上重良『国家神道』を援用して「国家神道」の新たな時期区分を試み、とりわけ要となる「第二期」を「確立期」として、「以下に試みる国家神道の歴史の素描は、宗教や精神生活の側面から生活形式の歴史を叙述すること(これが私の目指すところの宗教史だ)の意義を例示することにもなればよいと考えている。」(二四五頁)と記し、ここに力点を置いていることを明らかにしている。

但し第四章では、第二期「確立期」(一八九〇年頃—一九一〇年頃)について詳しく見ていくはずであったのに(一四四頁)、実際には「第二期に進められたことの意義がそこにわかりやすく示されているから」との理由で、第三期「浸透期」(一九一〇年頃—一九三一年)に当たる学校行事の例(一四八、一四九頁)、さらには「広島県が編纂した『御親感感激録』(一九三〇年)」「(一五〇頁)、『尋常小学修身書 第四』(一九二〇年版、四年生用)の「第三 靖国神社」(一二二頁)、「一九三五年当時」の小学校低学年用「説話要項」(一二二、一五三頁)、「一九四〇年の小学生の作文」(一五三、一五四頁)という「第二期」でない史料の引用で占められている。これでは第二期が本当に「確立期」に当たるとのか論証出来ないといわざるを得まい。まず第二期

「確立期」の史料で十分に考察してから、第三期「浸透期」の史料を用いて論ずるのが適切な検討手順であつたろう。

なお第四章は、本書でいう「学校行事の中の天皇・皇室崇敬」(一四六頁)を「天皇制のマツリ」と呼んだ山本信良・今野敏彦の古典的研究⁽¹¹⁾への依存度が高い。しかし佐藤秀夫は、「九一年小学校祝日大祭日儀式規程で定式化された式次第は、たしかに「天皇制のマツリ」とみてよいのだが、私はそれが、「マツリ」という表現が示唆するような日本の共同体社会に伝統的な式典の方式に依拠するよりは、欧米キリスト教の礼拝儀式のありように模倣しようとしたものではないかと考える。」と指摘している。⁽¹²⁾この比較的良好に知られた日本教育史研究による重要な指摘を踏まえるならば、神道史や宗教史の問題として教育勅語研究を行うことに重要な意義は見出せても、あえて「国家神道」の文脈から論ずる必然性は無いと思われる。

また、本書では「教育勅語は一九四五年以前の日本国民の、「公」領域での思想的身体を、また心の習慣を形作る機能を果たしたと言ってもよいだろう。」(三九頁)と見做しているが、そもそもの「教育勅語」に関する儀式が天皇崇敬システムとしての程度機能していたのか。

昭和戦前期においても、例えば北村澤吉が、「一般国民はとにかく、国民教育の基礎をなす教育者さへも、ともし

ればこの教育勅語を殆んど形式的にのみ一定の時日に奉読し、或は徒に文字を解釈するといふが如き事にてその任務を十分に果し得たとしてゐる者が多いといふ事である。⁽¹³⁾」と指摘し、また、松井茂が「警察精神の涵養上、教育勅語と憲法の両者は何よりの根本問題であるにも拘らず、憲法のことはしばらく之を措き、教育勅語のことが従来一般に警察社会に普及して居らぬことは、余の平素最も遺憾とする所である。」と記しているような状態ではなかったことを、一体どう見れば良いのだろうか。

また、本書は「神社勢力を全国的な統一システムとして組み立て、国家神道の担い手として育てていく」とする企ては、皇典講究所(東京)と神宮皇學館(伊勢)という二大神職養成機関設立の運動から展開していった。⁽¹⁴⁾(二六〇頁)というが、「祭祀」「宗教」「学事」の分離過程を把握しなければ皇典講究所と皇學館の創立意義も理解し難いし、必ずしも両者が創立当初から全国的な「神職養成機関」として明確に構想されていた訳でもないのである。⁽¹⁵⁾

六 本書と加藤玄智「国家的神道」論の類似

ここまで主に第二、三、四章について批評を行ってきたが、第一章と第五章にも多少触れておこう。

第一章で論じられた「宗教地形」については、「国民の

間で広く共有される国家神道と、それぞれの人々が信奉する多様な宗教や思想があり、多くの国民がその双方にまたがる二重構造の下でものごとを考え、生活秩序を形成していた」(vi頁)と主張されている。しかし、当時の神社や寺院等の担い手と国家、社会との複雑な関係やその「公共性」の歴史の変遷を具に辿った時、かかる単純明快な「公／私」の裁断に果たしてどこまで妥当性があるのだろうか。

なお、第一章の中から不適切な史料引用の一例を挙げておく。本書は真宗大谷派僧侶の暁烏敏について、「暁烏は一九三〇年頃から、『古事記』や聖徳太子に関する文献を熱心に読みふけるようになり、皇道(大和魂、日本精神)と真宗信仰の一体性を主張するようになる。「非戦論者」を自称していた暁烏だが、一九三一(昭和六)年、満州事変が始まると、その立場を転換させる。」(二、三頁)と記す。しかし、著者が依拠する野本永久『暁烏敏傳』(大和書房、昭和四十九年)を繙けば、そこで詳細に描かれている暁烏の複雑な人生遍歴、外遊など重大転機に一切触れずして突如彼の『古事記』研究に言及していることが分かる。また、『暁烏敏傳』に拠って日露戦争時と満州事変後における暁烏の戦争観を見比べても、前者ではいわば「超戦論」を唱えているのであって後者と基本的態度にさほど変化は見られず、「立場を転換」と表現するほどではない。これでは、

今後の「暁烏敏」像をミスリードする危険性がある。

また、第五章では、皇室祭祀の継続や神社本庁の活動を理由として、「国家神道」は戦後も解体せず、「第二次世界大戦後も国家神道は存続している。」(二二四頁)と述べる。その評価に相違はあるものの、神社界と同じく本書でも、皇室祭祀については現在にまで至る「継続性」が確認されたということだろう。ただ、すでに「民間」の宗教法人と化した全国神社の包括団体神社本庁による「国家神道(をめず?)運動」と言う意図が理解しづらい。これまで数多現れた「国家神道」復活論に限りなく似ているがどこか違う「国家神道」存続論なのである。そして「はじめに」などで触れる如く、戦後の「国家神道」を補完するものとして、「無宗教な日本人」や「空虚な中心」論の如き言説を生み出してきた「日本人論や日本文化論」を置き、両者の接続を試みているが、これも今一つ論旨が明快ではない。さて評者は、本書を読み込むうち、ある人物の議論を思い起こさざるを得なかった。それは戦前、明治聖徳記念学会の研究所長として神道・日本文化研究並びにその成果の国内外への発信を牽引した宗教学者加藤玄智(東京帝国大学神道研究室助教授)の「国家的神道」論である。加藤の説は、非常に広い外延を持つ「国家的神道」概念の提示のみならず、それをあくまでも「宗教」と位置付け、その構成

要素については、「神社神道」をも含むがむしろ教育勅語という「御教へ」を中心とする「国体神道」や「皇道」を重視する姿勢、宮中の祭祀に対する「国家的神道の気分の充実」という指摘など、その概念構造に照らしても、本書の「国家神道」概念と極めて類似している。

ただ、加藤「国家的神道」論は、村上重良による「国家神道」の構成要素とも概ね対応する。しかし、意識的にせよ無意識的にせよ、「神社神道」を基体と捉えない本書の内容は、どの論者よりも加藤玄智に「回帰」した「先祖返り」の如き様相を呈している。無論、その評価については全く対照的であり、戦前の加藤による「国家的神道」は、当時の「神社对宗教」問題を打開するために積極的評価を込めた概念であったのに対し、戦後の村上や島蘭の「国家神道」は、終始批判的文脈から描いたものである。

七 むすび

以上、本稿で聊か検討した限りにおいても、本書の「国家神道」概念は、史料の吟味により導き出された歴史的事実と歴史的論理の整合性に基づいて十分に検討された結果打ち出されたものとは言い難く、現時点では甚だ有効性に乏しいものと判断せざるを得ない。ただ、著者が今後刊行を予定している「詳細な叙述や論証を含めた研究書」(二

三六頁)においては、必ずや本稿の批判点などを踏まえ、的確な修訂乃至反駁をされるであろうと期待している。

ともあれ、著者の素志や本書執筆の最大の動機が、「さまざまな立場に立つ人が概念の意義内容を共有し、歴史認識の相違について相互に理解しあえるように土台を構築していきたい——その際、「国家神道とは何か」の解明がたいへん重い意義をもつ。これが長期にわたってこの問題に取り組んできた筆者の固く信ずるところである。」(ix頁)という点にあることは、評者もよく理解出来る。

だが皮肉なことに、現状では相互理解にあたり「国家神道」なる概念こそが一番のネックとなってしまう。正直言って評者は、歴史的アプローチの論者はともかく、本書の如き「国家神道」評論的アプローチの論者とはいくら研究交流を重ねても噛み合わないまま推移する他ないのか、という暗澹たる気持が拭い去れない。かかる不毛な擦れ違ひから脱却するためには、残念ながら著者の主張とは異なり、最早「国家神道」の語に拘泥することなく、改めて共有し得る議論の(土台)を構築するしかない、というのが本書の批評を通して導かれた現在における評者の結論である。

註

(1) 阪本是丸「『国家神道』研究の四〇年」(『日本思想史学』

第四二号、平成二十二年)。

- (2) 華津珍彦著・阪本是丸註『新版 国家神道とは何だったのか』(神社新報社、平成十八年〔初版、昭和六十二年〕九、一〇頁)。

- (3) 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』(岩波書店、平成六年)七頁。

- (4) 阪本是丸『近代の神社神道』(弘文堂、平成十七年)一九三、一九五、一九六頁。

- (5) 安丸良夫『文明化の経験―近代転換期の日本―』(岩波書店、平成十九年)三七三頁。

- (6) 前掲、阪本是丸『近代の神社神道』一四九、一五一頁。

- (7) 前掲、阪本是丸『「国家神道」研究の四〇年』。

- (8) 河野省三『皇道の研究』(再版、文学社、昭和十九年〔初版、博報堂出版部、昭和十七年〕四二頁)。

- (9) 徳富蘇峰『皇道日本の世界化』(明治書院、昭和十三年)一二頁、四七頁。

- (10) 齊藤智朗『「勅語衍義」(井上毅修正本)―『梧桐文庫』史料の紹介―』(國學院大學日本文化研究所紀要)第九輯、平成十九年)二〇七頁。

- (11) 山本信良・今野敏彦『近代教育の天皇制イデオロギー―明治期学校行事の考察―』(新泉社、昭和四十八年)、同『大正・昭和教育の天皇制イデオロギー』(I)―学校行事の宗教的性格―(新泉社、昭和五十一年)。

- (12) 佐藤秀夫『解説』(『続・現代史資料8 教育1』みすず書房、平成六年)三三三、三四頁。

- (13) 北村澤吉『尚志教育叢書第三編 教育勅語と其の草潤』(『尚志』第百六十号、昭和九年、広島文理科大学尚志会)

二頁。

- (14) 松井茂『教育勅語と警察精神の発揚』(松華堂、昭和十二年)一頁。

- (15) 拙著『近代国学の研究』(弘文堂、平成十九年)第四章を参照。

- (16) 例えば、加藤玄智講述『陸軍士官学校本科生徒課外講演第一輯 東西思想比較研究』(陸軍士官学校高等官集会所、大正十二年)二二〇―二六三頁を参照。

- (17) 本書では、「狭い意味で神道や国家神道の語を用いることによって、皇室祭祀や皇室神道が欠落してしまうことに気づいた」のは井上哲次郎やその弟子の加藤玄智だと述べる(八二頁)。ただ、島蘭進「加藤玄智の宗教学的神道学の形成」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第一六号、平成七年)に加筆した同「加藤玄智」(島蘭進・磯前順一編『東京帝国大学神道研究室旧蔵書 目録および解説』東京堂出版、平成八年)では、「国家的神道」論に注目していない。

附記 本稿は、平成二十三年度科学研究費補助金基盤研究(C)「近現代日本の宗教とナショナリズム―国家神道論を軸にした学際的総合検討の試み―」(研究代表者・小島伸之)第一回研究会(平成二十三年七月十七日、於キャンパスイノベーションセンター東京)で提示した三万八千字以上に及ぶ発表原稿を大幅に縮約の上改稿したものである。当日の場でリプライいただいた島蘭進教授には心より感謝を申し上げます。

(國學院大學人間開発学部准教授)